

議事要旨(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて紙谷ディレクターより、説明資料[審議事項(4)-2]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - アプローチ 1 の例示区分 3 号の原則的な考え方は「長期的に課税所得が発生することを合理的に見込むことが困難な会社」と提案されているが、例示区分 4 号の「短期的にしか将来の課税所得の発生が合理的に見込まれない会社」との相違が明らかでないように思われる。違いを教えて頂きたい。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- アプローチ 1 の例示区分 3 号及び例示区分 4 号の原則的な考え方は、5 年以内の課税所得の見積りにより繰延税金資産を計上できる企業及び 1 年の課税所得の見積りにより繰延税金資産を計上できる企業を想定し、監査委員会報告第 66 号の表現を踏襲して記載した。ただし、例示区分 3 号の表現は、さらに検討したい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - 監査委員会報告第 66 号の 5 つの例示区分を踏襲しながら、アプローチ 1 のように原則的な考え方を記載する方法によると、特に例示区分 3 号において、その原則的な考え方と見積可能期間が整合するように表現することは難しいのではないか。
 - ある委員より、次の意見があった。
 - アプローチ 2 の例示区分 4 号のただし書きの要件に含まれている中長期計画に関連して、過去の達成状況と整合的に修正する旨が脚注に記載されている。この点について、例えば「過去の達成状況を踏まえた中長期計画」と記載するなど、要件の本文に盛り込むことを検討して頂きたい。
 - ある委員より、次の意見があった。
 - アプローチ 2 の反証可能規定で「合理的に説明できる場合」と定めている箇所について、この表現で、監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されているという問題意識に対応できるか懸念が残る。この点に関連して、例えば合理的に説明できる場合とはどのようなケースかといった事例を記載するか、そうしたルールベースではなく企業が独自に説明できるような考え方を記載するなど、何らかの工夫が必要で

はないか。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- 専門委員会でも議論が深まる中で、アプローチ 2 の前提条件、すなわち例示区分の判断方法に関する全般的な定めを前文としてどのように記載するかによって、企業の判断の余地がどの程度あるのかが影響を受けるとの意見が聞かれている。今後の検討においては、アプローチ 2 の前提条件として判断の余地がどの程度あるのかを明らかにし、アプローチ 2 の全体像を示したいと考えている。

- ある委員より、次の意見があった。

- 我が国の税効果会計における過去の経緯を勘案すると、アプローチ 1 のように、監査委員会報告第 66 号の例示区分の原則的な考え方を整理することがステップ・アップになるのではないかと考える。
- アプローチ 2 では、過去の実績がなお重視されすぎており、監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されているという問題意識に対応できない懸念がある。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- アプローチ 1 の過去に関する指標と将来に関する指標について、専門委員会では、将来に関する指標が優先することを明記すべきとの意見が聞かれている。一方で、将来の予測を重視すると運用面で支障が生じる可能性があるため、ルールとしての程度記載すべきか検討する必要があると考えている。

以 上